

有料職業紹介事業報告書 無料職業紹介事業報告書

記 載 例

◆	令和6年度報告より、職業紹介事業報告の取扱業務等の区分については、従来の平成23年版厚生労働省編職業分類(旧分類)の中分類から令和4年版厚生労働省編職業分類(新分類)の中分類による報告となったため、 新分類 による記載をお願いします。 ただし、「4 活動状況(国内)」及び「5 活動状況(国外)(相手国別・総計)」の「離職」欄に限っては、令和4年度の常用就職のうち、無期雇用の就職後6か月以内に離職した者及び離職したか明らかでない者となるため、取扱業務等の区分は 旧分類 により記載してください。
◆	無料職業紹介事業の場合は6欄「収入状況」は空欄、8欄「返戻金制度」は「無」としてください。
◆	下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告(詳細は、別表参照)。 ①芸道家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師(歯科医師・獣医師は除く)、看護師(准看護師を含む)、保育士、特定技能の在留資格に係る職業紹介 ②厚生労働省編職業分類中分類

令和6年 1月作成

大阪労働局 需給調整事業部

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上してください。

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

該当する方を残し、該当しない方を線で消してください。

1 許可番号 27

2 事業所の名称及び所在地
(名称) ○×紹介
(所在地) 大阪府大阪市中央区常磐町○丁目○番○号

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況（国内）

取扱業務等の区分	有効求人人数	① 求人			有効求職者数	新規求職申込件数	③ 就職		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
034 一般事務・秘書・受付の職業 (紹介予定派遣)	120 人 (10) 人	1,000 人 (120) 人	4,700 人日 (0) 人日	0 人日 (0) 人日	98 人 (0) 人	500 件 (0) 件	300 件 (0) 件	50 件 (0) 件	450 人日 (0) 人日	0 人日 (0) 人日
038 会計事務の職業	60 人	500 人			50 人	250 件	150 件	0 件	250 人日	0 人日
計	180 人	1500 人	6500 人日	0 人日	148 人	750 件	450 件	50 件	700 人日	0 人日

紹介予定派遣については上段区分の内数として記載してください。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めないでください。

一の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまだがる場合は2人日となります。
(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となります。)

3月末日現在の有効求職者数を計上してください。

取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	不明
25 一般事務の職業 (紹介予定派遣)	10 人 (0) 人	0 人 (0) 人
26 会計事務の職業	5 人	0 人
計	15 人	0 人

前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した無期雇用就労者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したもの（解雇を除く）及び離職したか不明なものの数を記載してください。

常用…4か月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。
臨時…1か月以上4か月未満の期間を定めて雇用されるもの。
日雇…1か月未満の期間を定めて雇用されるもの。

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
039 生産関連事務の職業	中華人民共和国 CHN	20 人	50 人	15 人	40 件	0 件	30 件
039 生産関連事務の職業	アメリカ合衆国 USA	15 人	30 人	10 人	25 件	0 件	20 件
g 医師	アメリカ合衆国 USA	20 人	50 人	15 人	40 件	0 件	30 件
計		55 人	130 人	40 人	105 件	0 件	80 件

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

同国で業務区分が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高い方に計上してください。

取扱業務等の区分	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	不明
27 生産関連事務の職業	中華人民共和国 CHN	0 人	0 人
27 生産関連事務の職業	アメリカ合衆国 USA	0 人	0 人
008 医師	アメリカ合衆国 USA	0 人	0 人
計		0 人	0 人

余白に事業報告書作成ご担当者様の氏名及び連絡先の記載をお願いします。
(内容確認のためご連絡させていただく場合があります。)

事業報告ご担当者様
(氏名)
(連絡先)

！金額は全て千円単位としてください！
(百円単位は四捨五入)

届出制手数料の場合は、
この欄に金額を記載してください。

6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)	求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料			
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇				
034 一般事務・秘書・受付の職業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
(紹介予定派遣)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
038 会計事務の職業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	50000千円	7000千円	0千円	0千円	0千円

1件につき上限710円
(免税事業者は660円)
※上限制のみ記載

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、
モデルまたはマネキンの職業に限ります。
1件につき上限710円(免税事業者660円)
※一人1ヶ月につき3回まで徴収可

紹介予定派遣の件数は内数のため
合計に含めないでください。

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸能家	千円	千円	千円
モデル	千円	千円	千円
科学技術者	千円	千円	千円
経営管理者	千円	千円	千円
熟練技能者	千円	千円	千円
計	0千円	0千円	0千円

！注意！
介護作業に従事する家政婦(夫)にかかる労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべき
手数料の徴収実績がある場合は、6の各欄に
は計上せず、「手数料管理簿」の写しを添付
してください。

年収700万円を超える
者に限ります。

7 職業紹介の業務に従事する者の数

15人	(有の場合その概要)
-----	------------

職業紹介責任者も含まれます。
なお、当該従事する者の数50人につ
き、1人以上の職業紹介責任者を
選任する必要があります。

返戻金制度の有無、有の場合はその概要を記
載してください。

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運
営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載してください。(外部
研修も含みます。)

- 1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

◎ 氏名又は名称

該当する方を残し(有料職業紹介事業報告書は1・無料職業紹介事業
報告書は2)、該当しない方を線で消してください。

個人の場合・・・事業主の氏名
法人の場合・・・会社名、代表者氏名

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
- また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。

